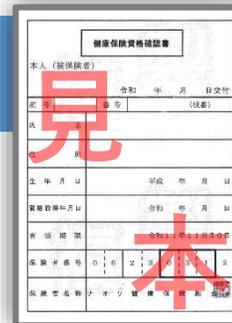


健康保険組合からのお知らせ

マイナ保険証をお持ちでない方へ 資格確認書をお送りいたします



資格確認書の発行について

令和7年12月2日より現在の健康保険証はご利用いただけなくなります。
マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際は、
「資格確認書」の提示が必要です。

実施概要

- 実施対象者：令和7年9月1日時点において、
マイナ保険証および資格確認書をお持ちでない方
- 送付時期：令和7年10月中旬（予定）
- 送付方法：世帯単位で封入のうえ、事業所へ一括送付します。
事業主から対象となる被保険者へお渡しいただきます。

マイナ保険証 とは？

マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたもの。
マイナ保険証で受診すると、本人が同意した場合は、過去の診療や薬剤情報などを
医師・薬剤師にスムーズに共有することができ、より良い医療が受けられます。